

## 第167回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時  
令和7年3月5日（水）  
午後1時30分から午後3時40分まで
- 2 開催場所  
千葉県森林会館5階 第1会議室
- 3 出席者  
【委員】  
青山定敬 委員（部会長）、高橋輝昌 委員、橘隆一 委員、原啓一郎 委員  
【職員】  
佐藤森林課長、木村林地対策室長 他
- 4 議題  
（1）審議事項  
議案1「林地開発許可案件」について
- 5 審議結果  
上記の議案1に係る第1号から第5号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（建設残土による埋め立て）について]

委員： 災害の防止のところで切土の説明があったが、切土はどの部分か。

事務局： 池を作る際に掘り込む必要があるため、この部分（図示）で5m以下で発生する。

委員： この部分（図示）は緑化するのか。

事務局： はい。

委員： 盛土と同じように種子散布を行うということか。

事務局： 施工中に種子散布をして、最終的には造成森林として森林に戻す計画となっている。

委員： A-A'断面図の調節池部分は植生シート工となっているが、ここは種子散布とは別の工法か。

事務局： 堤体については保護が必要なため、種子散布より早く緑化できる工法ということで植生シート工となっている。

委員： 調節池が設置される部分はもともと農地だったとのことだが、現在は農地から外れているということか。

事務局： はい。

委員： 森林区域ではないということか。

事務局： ドットの部分が森林区域ではない部分であり、大部分が農地だった部分ということになる。

委員： 建設残土の埋立てということだが、どこの残土を持ってくるのかは決まっているのか。

事務局： 現時点では東京で行う工事からの建設発生土が6か所、千葉県内で行う工事から1か所、計7か所から持ってくると聞いている。

委員： 最終的には調節池も埋立てるということだが、そこも建設残土で埋立てるのか。

事務局： はい。

委員： 埋立てたあとは暗渠排水で持ってくるということだが、最終的にはどのような形で放流されるのか。

事務局： 暗渠管はもともと調節池のLWLより上の部分で接続しており、暗渠管を延長し、オリフィス部分まで接続する計画となっている。

委員： 新たに穴をあけるのではなく、オリフィスに接続するというのか。その場合、オリフィスの大きさと暗渠管の大きさはどうなっているのか。

事務局： オリフィス 160×160 に対して暗渠管φ300と暗渠管の方が大きいサイズのため、オリフィスを拡張して暗渠管を接続する施工計画となっている。

委員： 施工後の盛土の表面流出の水はどこに集水されるのか。

事務局： 自然勾配で池のほうに流れていく計画となっている。

委員： そこに集まって北側の方に流れていくのか、それとも余水吐部分から排出されるのか。

事務局： もともとこの部分（図示）が平坦地で滞水する地形となっており、施工後も最終的に流れる先は変わらない計画となっている。

委員： 施工することによって地形が変わることになる。もともとの谷を平らにしたとき、どこに水が流れるかわからない。もともと谷があったところに集

まるということか。

事務局：市原市道がここ（図示）にあり、高低差が1mある関係で現状堤体のようになっている。

委員：工事の区域内の地形が変わることによって表面水が流れる場所がどこになるのだろうという疑問である。

委員：もともとは谷であるため集まる部分はわかるが、盛土することで今までとは違う想定していないところに流れることにはならないのか。

事務局：こちら（図示）が上流でこちら（図示）が下流となる。

委員：池を埋めたあとはどこに行くのか。

事務局：池を埋めて後も行き着く先は同じ場所になる。

委員：こちら側（図示）に流れるようにも見えるが。

事務局：この部分（図示）が高くなっているため、こちらに流れることはない。

## ○第2号案件【新規】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：浸透池ということで、この先に流出する河川といったようなものはないということか。

事務局：はい。

委員：小堰堤の説明があったが、これは事業が終わったあとはなくすのか、残すのか。

事務局：事業後はなくして植栽をする。

委員：事業地に原野があるが、この部分は工事中には小堰堤が設置されるが、工事が終わったあとは更地のような形で放置されるということか。

事務局：この部分は森林区域ではないため植栽は行わなくてもよい部分になる。

委員：特に緑化する義務がないということか。

事務局：はい。

委員：宅地の部分は事業区域から外れているということか。

事務局：はい。

委員：大断面の切土となるため、工事は十分気を付けて施工するようにしていただきたい。

## ○第3号案件【変更】工場、事業場の設置（太陽光発電施設の設置）について】

委員：既に森林に復元されている部分があるとのことだが、大部分が復元されているということか。

事務局：森林を切ってしまった箇所については、すべて植栽し森林への復旧が完了している。

委員：スギ、ヒノキ、ネムノキが植えられているということか。

事務局：造成森林についてはスギ、ヒノキ、ネムノキだが、復旧箇所についてはすぐに植栽するよう指示を出しており、クヌギの苗木を植栽している。

委員：スギ、ヒノキを植栽するという計画については、針葉樹を植えなければいけないと考えているわけではなく、周辺の環境に合わせて選ばれたと考えていいか。

事務局：周辺の森林はすべて針葉樹のため、周辺の環境に合わせた計画としている。

委員： 樹木がある程度大きくなってから、林業としての収穫は考えているのか。  
事務局： 事業区域の中の造成森林の一部での収穫は考えていないと思われる。  
委員： 収穫を考えていないのであればスギ、ヒノキにこだわらなくてもいいのではないか。花粉等の問題もあるため、少し柔軟な考え方をしてもいいかと思う。  
事務局： 今後、事業者にはその点も踏まえて指導する。  
委員： 変更後のパネルの配置図で北東に調節池があり、この中に管理用地ということでパネルを張らない部分があるが、管理用地はどのような使い方をするのか。  
事務局： オンサイト調節池や排水路を管理するための作業用資材を置くスペースとして使用すると聞いている。

#### ○第4号案件[【変更】土石等の採掘（産業廃棄物最終処分場）について]

委員： 5筆増加、5筆減少というのは計画平面図ではどのあたりになるのか。  
事務局： 今回拡大する区域が5筆増加となる箇所である。平成19年の計画を確認したところ、森林区域に含まれている箇所が当時と現在で違っていたため、計画を見直した結果、5筆減少という形になった。  
委員： 筆数の減少は、除外する区域があるためではないということか。  
事務局： はい。  
委員： 赤い部分はすでに埋立てが完了しているということか。  
事務局： すでに廃棄物の埋立て自体は行われているが、こちら（図示）とのすりつけの関係で最後の一段だけはまだ施工されていない。ただ、古くから行われている開発のため、緑化は自然的に進んできている状況である。  
委員： まだ施工されていない箇所というのはどのあたりか。  
事務局： この部分（図示）にもう少し埋立てることになるが、基本的には現在の形で完了ということになる。  
委員： 埋立てられているものはどのようなものか。  
事務局： ここは安定型といわれる産業廃棄物の最終処分場となるため、安定5品目として定められているものを埋立てる計画となっている。  
委員： 計画断面図の地盤改良2はこの深さで問題なく耐えられるということか。地盤改良1と2で深さが違うという点が気になる。  
事務局： 地盤改良2については埋立て法面の円弧滑りの計算をもたせるための地盤改良であり、また、ジオテキスタイルを設置して地耐力の強度を高めている。地盤改良1についてはプール式の調節池が設置されるが、浮力にNGが出たため土を重くする地盤改良となり、1と2で目的が異なる。  
委員： 調節池構造図2の柱状図ではN値は5程度だが、地盤支持が目的ではないということか。  
事務局： はい。

#### ○第5号案件[【変更】宿泊施設・レジャー施設の設置、土石等の採掘（キャンプ場築造に伴う土砂埋立て、砂利採取）について]

委員： 順番としてはまず砂利を採取して、それが終わったため土砂を埋立て、最

最終的に埋まったところをキャンプ場として利用するというのか。

事務局： 正確には、砂利採取をしながら埋立てが行われ、作業としては終わっている。その後、新しい事業者が土砂をさらに埋立て、最終的にキャンプ場として利用する計画に変わったということである。

委員： キャンプ場はあとからの話ということか。

事務局： はい。

委員： 宿泊施設・レジャー施設というのはキャンプ場のことか。

事務局： はい。

委員： 本格的な建物を建てるのではなく、建てるとしても管理棟程度という認識でよいのか。

事務局： キャンプ場としては自分で組み立てる程度のもので、本格的な管理棟は作らない予定である。

委員： 埋立てにはどのような土砂を持ってくる予定なのか。

事務局： 確定はしていないが、君津市は条例で県内の土砂しか入れられないため、県内の建設発生土を運んでくることになっている。

委員： 埋立てたあとで、最上部にキャンプ場を造成し、人が宿泊することになるため、排水についてもう少し詳しく聞かせてもらいたい。

事務局： 図面の青線がすべて排水施設である。盛土の小段に排水施設が入っており、横はU字溝、縦は塩ビ管を設置する。

委員： 各段には水抜き暗渠等は設置されるのか。

事務局： 既設の部分については暗渠のない状態で許可が出ているため設置はされていないが、新規で行う範囲については水平排水層を入れる計画になっている。

委員： 小段ごとに水が抜けるようになっているということか。

事務局： はい。

委員： 人命に関わることなので確認した。